

政令第四百三十二号

児童手当法施行令の一部を改正する政令

内閣は、児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）附則第二条第四項及び第六項の規定に基づき、この政令を制定する。

児童手当法施行令（昭和四十六年政令第二百八十一号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項第三号を次のように改める。

- 三 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第十一号の二（同法第五条並びに第三十四条第一項及び第二項において適用する場合を含む。次項において同じ。）  
二十九条の二、第三十条の九（別表第一の七十一の三の項に係る部分に限る。）（同法第三十条の十六、第三十条の二十三、第三十条の二十五第二項、第三十条の二十八第一項及び第三十条の三十第二項において適用する場合を含む。次項において同じ。）  
第三十条の十第一項第一号（別表第二の五の六の項に係る部分に限る。）（同法第三十条の二十五第二項、第三十条の二十八第一項及び第三十条の三十第一項において適用する場合を含む。次項において同じ。）  
第三十条の十一第一項第一号（別表第三の七の五の項に係る部分に

限る。)(同法第三十条の二十五第二項、第三十条の二十八第一項及び第三十条の三十第一項において適用する場合を含む。次項において同じ。)、第三十条の十二第一項第一号(別表第四の四の六の項に係る部分に限る。)(同法第三十条の二十五第二項、第三十条の二十八第一項及び第三十条の三十第一項において適用する場合を含む。次項において同じ。)、第三十条の十五第一項第一号(別表第五第九号の二に係る部分に限る。)(同法第三十条の二十五第一項において適用する場合を含む。次項において同じ。)及び第二項第一号(別表第六の四の項に係る部分に限る。)(同法第三十条の二十五第一項、第三十条の二十八第一項及び第三十条の三十第一項において適用する場合を含む。次項において同じ。並びに第三十一条第三項

第九条第二項を次のように改める。

2 法附則第二条第四項の規定により次の表の第一欄に掲げる住民基本台帳法の規定を適用する場合においては、同表の第二欄に掲げる同法の規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

第一欄

第二欄

第三欄

第四欄

<p>第七条第十一号の二</p>	<p>第七条第十一号の二</p>	<p>児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第七条</p>	<p>児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第七条（同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。）</p>
<p>第三十条の九（別表第一の七十一の三の項に係る部分に限る。）</p>	<p>別表第一の七十一の三の項</p>	<p>同条第二項 第十七条第一項</p>	<p>同法第七条第二項 第十七条第一項（同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。）</p>
<p>第三十条の十第一項第一号（別表第二の五の六の項に係る部分に限る。）</p>	<p>別表第二の五の六の項</p>	<p>の規定により読み替えて適用する</p>	<p>（同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合及び同法附則第二条第三項において準用する</p>

<p>第三十条の十一第一項第一号 （別表第三の七の五の項に係る部分に限る。）</p>	<p>別表第三の七の五の項</p>	<p>第十七条第一項</p>	<p>第十七条第一項（同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。）</p>
<p>第三十条の十二第一項第一号 （別表第四の四の六の項に係る部分に限る。）</p>	<p>別表第四の四の六の項</p>	<p>の規定により読み替えて適用する</p>	<p>（同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合及び同法附則第二条第三項において準用する</p>
<p>第三十条の十五第一項第一号 （別表第五第九号の二に係る部分に限る。）</p>	<p>別表第五第九号の二</p>	<p>第十七条第一項</p>	<p>第十七条第一項（同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。）</p>
<p>第三十条の十五第二項第一号 （別表第六の四の項に係る部分</p>	<p>別表第六の四の項</p>	<p>第十七条第一項</p>	<p>第十七条第一項（同法附則第二条第三項において準用する場合</p>

分に限る。)

を含む。)

## 附 則

この政令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十五年法律第二十八号）附則第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十八年一月一日）から施行する。

## 理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴い、児童手当法による特例給付を児童手当とみなして適用する法律の規定として住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の九（別表第一の七十一の三の項に係る部分に限る。）を追加する等の必要があるからである。